

第7期第30回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年12月25日(月) 午後3時00分から午後4時15分

2.開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3.出席委員 ○(26名)

4.欠席委員 △(1名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	△
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 特別委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件

第7 報告第5号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第12 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局一支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局 長

総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議長

それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、24番青木委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第30回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、8番・宇南山浩利委員、7番・永田寿明委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページから6ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で28件、65筆、650224㎡となっています。

1番については、息子さんに経営移譲されるため一度解約するものです。

2番については、農地保有合理化事業により、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。

3番については、借主の意向により解約に至ったものです。

4番から11番については、子の配偶者に経営移譲されるため一度解約するものです。

12番13番については、新たに利用権を設定するため解約するものです。

14番から22番については、借主の経営規模縮小により解約に至ったものです。

24番については、借主の意向により解約に至ったものです。

23番については、農地保有合理化事業に先立ち、解約に至ったものです。

25番26番については、農地保有合理化事業により、所有権が北海道農業

主 任	公社になるため解約に至ったものです。 ２７番、２８番については、借主の経営規模縮小により解約に至ったものです。 以上で報告第１号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第１号について、質疑はありませんか。 （異議なし）
議 長	質疑なしと認め、報告第１号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第４ 報告第２号「地区委員会の結果に関する件」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第２号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 １２月につきましては、議案に記載のとおり、１２月１１日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定５１件について審議した結果、適当と判断しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定７３件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出３件について、２番につきましては、先月の総会にて、あっせんすることでご決定いただきましたが、譲受適格者より農地売買支援事業を利用したい旨申し出がありましたので、他の２件と合わせ審議した結果、申出内容・譲受候補者等適当と判定し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 ４番につきましては、先月の地区委員会で協議済みですが、諸事情により農地中間管理機構へ要請していないため、このあとの議案第５号で提案いたしますので、再度記載していることを申し添えます。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定２４件について審議した結果、適当と判断しております。 以上で報告第２号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第１号について、質疑はありませんか。 （異議なし）
議 長	質疑なしと認め、報告第２号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第５ 報告第３号「特別委員会の結果に関する件」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局 長	報告第３号、特別委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書９ページをお開き願います。 第３回特別委員会におきましては、第２回の特別委員会にて方向性を示したものを具現化し協議を行いました。詳細につきましては、本日配布の別冊議案

説明資料にて説明いたします。

特別委員会では、この資料の作成に至るまで、地域の実情や実態を踏まえ、加えて、水活で影響をおよぼす場合は、どのような場合なのかなどを協議してきました。この資料は、今後の売買時或いは賃借料を決める上で、あくまでも参考資料として活用いただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは1ページ目から説明いたします。売買時の参考資料として用意しております。最初にタイトルの下に、今後の農地の評価方法について、次のとおり目安・基準を設け対応します。なお、農業情勢や諸課題等により、随時、見直しを行いながら対応を図りますとしています。

この表は、これまで、口答等で確認してきたものを整理し、まず、上限額である10a当たり35万円について、どのような場合なのかが、上段の上限額定義としています。全ての説明は省略しますが、備考欄に記載のとおり、下段の「注1 農地間の法面について」は、この図で示すとおりです。

次に、中段の表は、現場において、それぞれの質問事項に対し、そぐわない場合は減額の対象とするものです。特に、現場においては様々な環境があると思われる、(20)の現地の状況判断により総合評価の質問を設けています。

例えば、山奥の袋小路の畑と、平坦な場所での畑では、差があつて当然だと思われるので、ここの質問は、総合的に判断いただければと思っています。具体的に、現場で扱うとしましたら、2ページの記入例を見ていただければ、イメージが沸くかと思います。

今回、なぜ売買の関係で金額を設定しなかったのかを説明いたします。

すべての農地とは言いませんが、一部の農地には抵当権が付いています。例えば、水活問題で対象水田・対象外水田があつたとします。現段階で設定金額を決めることによって、場合によっては、抵当権の借り換えが生じてしまつては、個人の資産価値を下げることとなりますので、そこは、あえて触れずに、売買時の双方の歩み寄りで、決定していただきたいとの結論に至ってます。

次に、3ページ目をお開きください。

こちらは、タイトルにもあるように、賃貸に関する根拠・考え方となるものです。

評価項目につきましては、売買時の見方と同様にしています。中央から、右側には、質問に対する状況判断としており、田P・畑Pとありますが、このPとは、ポイントを意味するものです。今回の整理として、各項目ごとにポイント制を導入し、合計トータルのポイントをもって、判断していこうとするものであります。

この表にも売買の時と同様に、(20)の現地の状況判断により総合評価の質問を設けています。田の最大ポイントは、43ポイント。畑の最大ポイントは37ポイントとし、全ての項目において、満点だと合計で100ポイントとなる計算としています。そして、左下の表を見てください。これまでの賃貸借には、地目、田・畑の上・中・下で設定しており、今後もこの考え方に変更はありませんが、上田から中田を見た場合、上田から下田を見た場合のパーセンテージを表してます。畑の表も同様に記載しています。更に、右下の表をご覧ください。合計ポイントの点数が、どこに該当するのか。この表が最終的な上・中・下の範囲としています。したがって、総合ポイントが、概ね8割以上で上、6割から8割で中、6割以下が下と判断していただければと思います。

次に4ページをお開き願います。

事務局 長	先ほどのページは、考え方としての説明資料で、実際に現場等で使用していただきたいのが、こちらの資料・様式2となります。 それぞれの評価項目の下段に括弧書きがあり、記入方法として（１）で言えば、施工状況がどのようになっているのか。左から、「良好」に該当するとしたら、田で3ポイント。畑で4ポイント。「劣る」と判断した場合は、田で2ポイント。畑で3ポイント。「暗渠なし」に該当した場合は、田・畑ともゼロといたします。（２）以降の評価項目も同様に、2行目の回答が、順に右側の評価ポイントとなります。具体的な記入例が、最後の5ページを見ていただくと、イメージが湧くと思います。 記入例の上段を見てください。対象地地番、むかわ町美幸2丁目88番地、面積は記載のとおりで、地目欄を田としています。（１）の施工状況は、田での評価で3ポイント、（２）水耕等の破損状況は2ポイントとすると、この場合は、暗渠が入っているものの、水耕が若干破損している状況が浮かんできると思います。以下同様に、ポイントを付けていくと、この記入例での合計ポイントは、82ポイントとなり、上田の判断となり、10a当たり1万2千円と判定出来るものであります。 冒頭にも申し上げましたが、売買（様式1）・賃貸（様式2）の評価について、目安と基準を設けたものであり、現場にて使用した際に実態にそぐわないあるいは、評価項目の見直しが必要な場合は、その都度、柔軟に対応し当然、鶴川地区・穂別地区の気候や土質等も異なることから、地区ごとに処理していただければと思っています。 特別委員会では、この資料をもって、一旦区切りとして考えております。今後は、改めて協議する場面が来ましたら、召集しますことをお願い申し上げ、ご理解いただきたいと思います。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に特別委員会の委員長より補足説明等があればお願いします。
特別委員会 委員長	ただ今の事務局長の説明のとおりでございます。数回に渡り特別委員の皆様には会議に出席いただき、その中で各地区の農業者のこれまでの様々な意見等を寄せていただきながらこの資料に反映してきたところでございます。 事務局長の説明のとおり、あくまでも今まで農地を判定してきた農業委員の役割の一角を文書にしポイント制のかたちで作らせていただいたものでございます。今後、制度の大きな変わり目が予想されていますが、まずは、それまでの期間、賃貸の更新や新たな売買等際にこれを活用し、多くの農業者からの意見に価格設定をした根拠は何かとの問いかけが実際にありますので、そのような際の根拠の説明に活用し、ご理解願うような使い方ができればと思います。 今後については、これを実際に活用した皆さんが、このとおりでいいか或いは修正が必要かなど、ご意見いただき更に充実したものになるよう進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 報告第4号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。議案書11ページをお開き願います。
以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

13番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

23番 2番と3番のあっせんについてですが、こちらも事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。
以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

主	任	議案書 14 ページをお開き願います。 1 番、5 番、7 番につきましては、経営移譲により後継者に使用貸借するものです。 2 番につきましては、経営主である [] が耕作することになったため、使用貸借するものです。 3 番、4 番、6 番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが期間満了を迎えるため同様の内容により更新をするものです。 以上、7 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 18 ページから 31 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
26	番	1 番について、現地を確認してきましたので報告します。 [] が、[] に経営移譲するため使用貸借する案件ですが取得後は、水稻、小豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。続きまして、2 番について現地を確認してきましたので、報告します。 [] が、[] に使用貸借する案件ですが、取得後は、トマトを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
21	番	3 番、4 番について、現地を確認してきましたので報告します。 3 番は、経営主である [] が、[] からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、水稻、麦、大豆等の作付けを行っております。 4 番は、経営主である [] が、[] からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、牧草・大豆・水稻等の作付けを行っております。 いずれもこれまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
5	番	5 番について現地を確認してきましたので、報告します。 [] が、[] に経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は、水稻、大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
11	番	6 番、7 番について、現地を確認してきましたので報告します。 6 番は、経営主である [] が、[] からの使用貸借地としている農

1 1	番	地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、水稻・トマト等の作付けを行っております。 7 番は、 が、 に経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は、花きを作付けする計画となっています。 いずれもこれまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 9 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 3 3 ページをお開き願います。 1 番は、農作業場等を確保する案件です。申請地の農地区分は農用地域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。 また、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。 また、面積、事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。 3 4 ページから 3 7 ページまで、申請位置図、現況地目図、配置図、調査表等を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 1	番	1 番について、現地を確認してきましたので報告いたします。 本申請は、農作業場等を確保する案件です。申請地は、 が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。 また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

(異議なし)

議長

(異議なし)

議長

— 休 憩 —

議長

事務局長

議案第３号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件につきまして、[]及び[]が[]がありますので、[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]ご提案させていただきます。

なお、このようなケースはあまりないことなのかもしれませんが、今後どのようにすることが良いのか、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきながら議長提案の説明とさせていただきます。

議長

(異議なし)

議長

議	長	それでは、[REDACTED] 進行してまいります。 本案件ですが、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] が被
議	長	設定人となっており議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局より議案の説明をお願いします。
主	査	議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 39 ページから、所有権移転 10 件です。 先ほど報告第 4 号、第 5 号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっております。いずれも所有権の移転時期は令和 5 年 12 月 27 日となっております。 続きまして 52 ページから、利用権設定 148 件です。 事前に議案を配布しておりますので、新規案件の内容のみ申し上げます。 53 ページ 9 番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 55 ページ 15 番、16 番につきましては、被設定人の経営移譲に伴い、新たに利用権を設定するものです。 56 ページ 22 番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 23 番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 57 ページ 28 番につきましては、被設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 62 ページ 48 番から 53 番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 65 ページ 65 番から 68 ページ 76 番につきましては、被設定人の経営移譲に伴い、新たに利用権を設定するものです。 68 ページ 77 番、78 番、69 ページ 82 番から 70 ページ 89 番、73 ページ 102 番、103 番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 73 ページ 104 番から、74 ページ 108 番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 75 ページ 109 番、110 番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 75 ページ、111 番につきましては、これまで耕作されていた方が継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 78 ページ 123 番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利

主	査	用権を設定するものです。 １２４番につきましては、これまで耕作されていた方が継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 穂別地区につきましては、新規案件がございませんので説明は省略いたします。 以上、所有権移転１０件２４筆、利用権設定１４８件３４０筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面は、所有権移転関係は４２ページから５１ページに、利用権設定関係は８６ページから１３３ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 （異議なし）
議	長	質疑なしと認め、議案第３号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は、原案どおり決定いたします。 ここで議長を交代します。 【議長交代】
議	長	続いて、日程第１１ 議案第４号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第４号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書１３５ページをお開き願います。 あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で、議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 （異議なし）

議	長	質疑なしと認め、議案第４号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１２ 議案第５号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第５号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書１３７ページをお開き願います。 本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、１３８ページから１４５ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第５号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第５号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１３ 議案第６号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第６号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書１４７ページをお開き願います。 公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。 １番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化しており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 １４８ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第６号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決

主	査	定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 （異議なし）
議	長	質疑なしと認め、議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。